

インドのエスニック多元主義の理想と現実

真 実 一 美

はじめに

近年の先住民族問題に対する関心の高まりを反映し、1993年は国際先住民年として国連によって決定された。これは人権や環境に関する関心の高まりと新しい考え方の模索と密接に結びついていた。これらの新しい考え方は、従来の西欧近代化の中で作り上げられてきた世界観による現実の世界の理解が困難になったために、その変革や修正をせまるものである。経済の分野においてもブルントラント委員会が環境問題との関連で持続可能な開発⁽¹⁾という概念を提唱している。このような状況の下で、さまざまな価値観を容認する社会ということも、主張されるようになってきた。多言語教育、文化多元主義を標榜したり、先住民族に対して種々のレベルで自決・自治権を与えている国々も存在する⁽²⁾。

このような新しい考え方は先進国で作り出され、これまでの近代社会の多

-
- (1) The World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford University Press, 1987. 日本語訳、環境と開発に関する世界委員会著、環境庁国際環境問題研究会訳、『地球の未来を守るために』、福武書店、1987年、「第3章持続的開発に向けて」を参照。なお、訳書では「持続的開発」と訳されている。
- (2) 先住民族については、デンマークのグリーンランドの自治政府は外交、防衛、司法を除く分野で決定権を持ち、北欧のノルウェー、フィンランドでは通常の議会とは別にサーミの民族特別議会が存在し、ニュージーランドではマオリのために民族特別議席を確保している。上村英明、1992、139~151ページ。

くの価値観と同様に、開発途上国に普及するものであるとしばしば考えられてきたようである。しかし、このような見方は疑わしい。インドは独立後、住民の使用する言語に従って州の行政区域を再編する言語州再編に取り組み、それぞれの州で話される言語を州の公用語とする改革をおこない多言語主義を実施してきた。また、先住部族民についても、インドは憲法の中に保護規定を持っており、それに基づいて色々の優遇政策を実施してきている⁽³⁾。このようなインドの経験を、エスニック多元主義の成功例として高く評価する見解も存在する⁽⁴⁾。この評価をどう考えるかはさておき、少なくとも現代の世界においては先進国と開発途上国が相互に影響を与えあう関係にあることを確認しておく必要がある。そのような意味においてインドの事例の検討は、さまざまな条件の違いを考慮する必要があるとしても、単に一開発途上国の問題に止まらず先進国にとっても意味があると考えられる。

I. インドの先住民族保護政策—エスニック多元主義の枠組み

インドは憲法の規定を始めとして、部族民に対する多様な保護、優遇の規定をもっている。だが、インドは先住民族の存在を公式には認めない。それは、「インド亜大陸の人口移動の長い歴史の結果、ある一つの集団が祖先（先住民族—筆者）と主張するのは不可能」⁽⁵⁾であるし、先住民族の定義自体が今のところ確立したものでなく、かなり幅のある概念として一般には使われて

(3) インド憲法の日本語訳が存在するので、個々の条文に関してはこれを参照。（孝忠，1992）なお、憲法の先住民族に対する保護規定や優遇政策については、Verma, 1990, 押川, 1991が詳細に紹介している。

(4) R. スタベンハーゲン「エスニック問題と社会科学」、岩波書店編集部編『現代世界の危機と未来への展望』、岩波書店、1984年収録。

(5) Burger, 1987. 引用は、バーガー, 1992, 242ページ。

いることもある⁽⁶⁾。しかし、最大の理由は先住民族としての認知は自決権の付与の問題と密接な関連があるからである。日本を含む多くの国々とりわけアジアの国々が、先住民族の存在を認めていないのはこのためである。しかしながら、インドは少数民族、社会的弱者として部族民の存在を認めており、積極的な保護政策を持っていることも確認しておかねばならない。インドの部族民は、先住民族の一般に言われているさまざまな特徴⁽⁷⁾をもっており、ヒンディー語の「アディヴァンシー」という呼称は元来の住民を意味している。そして、なによりもインドの部族民を先住民族と位置づけることによって、彼らの主張を考慮しながら新たな観点から問題を検討することが可能になり、また世界的な問題との関連で議論ができると考えて、本稿ではインドの部族民と先住民族とを同義のものとして扱いたい。

インド憲法は、指定部族⁽⁸⁾の保護についてしばしば触れている。基本的視点は、指定部族を指定カースト（不可触民）とともに彼らの基本的人権を保証し、文化的アイデンティティを保護し、政治、経済、教育などの分野での利益を促進することである。このなかで特に注目すべきことは多彩な保護的差別を含む積極的保護を打ち出していることであろう。ここでいくつかの注目すべき憲法の条文を紹介しよう。部族民に対する特別の保護は政治（議席）、経済（雇用）、教育についてなされている。政治の分野では、国会および州議会における議席の人口比に応じた留保（第330、332条）が明記されて

(6) 先住民族の定義についての議論に関しては、とりあえず上村、1992を参照。

(7) 国連の社会経済理事会の人権委員会のもとにある差別防止・少数者保護小委員会の「先住民にたいする差別問題の研究」最終報告（通称コーボ・レポート）によれば、先住民族とは他地域からの侵入者によって征服され、少数者とされた人々の子孫で、現在も支配民族集団の国家機構のもとで独自の社会、経済、文化的伝統に従って生活しているとしている。また、孤立集団、辺境集団については、征服の結果や独自の習慣、他民族の国家機構による支配などの点で先住民族の概念の枠内でとらえるべきであるとしている。バーガー、1992、12～13ページ。

(8) 指定部族とは、さまざまな優遇政策の対象として大統領が当該州の知事との協議のもとづいて当該州に関して指定した部族をさす。（インド憲法342条）

いる。これには当初10年の期間限定がされていたが、何回かの延長をへて1990年の改定では50年後に廃止されるとなっている。経済の分野では第16条で公務における機会均等が定められているが、同時にこの規定が後進階層のための留保を妨げないと付記することで、公職の留保への道を開いている。さらに、指定カーストと指定部族の公務、公職への要求への配慮にも言及している（第335条）。教育については、部族民に限定されてはいないが、まず文化および教育に関する権利について少数者の言語、文化の保護、教育施設の設立、管理の権利を認めている（第29、30条）。そして、第46条では、指定カースト、指定部族その他の弱者層に対する教育上、経済上の利益の促進をうたい、「社会的不正義及び一切の搾取から保護しなければならない」⁽⁹⁾としている。このように、憲法においてもかなり具体的な保護条項が存在する。この他にも、指定カーストと指定部族に対する保護規定の実施状況などを大統領に報告する特別官、指定カーストと指定部族のためのコミッショナーの設置（第338条）などいくつかの条項が存在する。

このような憲法上の規定に基づいて、中央と州の政府は多様な保護政策を実施している。まず、雇用に関しては、公務員、公企業における雇用の留保、上級職受験のための試験準備訓練、職業訓練などを実施している⁽¹⁰⁾。また、部族民の土地の喪失による農業労働者化は植民地期から問題となっていたが、独立後は各州政府が部族民の土地の非部族民への譲渡を禁止する法律を作っている⁽¹¹⁾。

教育に関しては、奨学金の給付、寮の提供、国立および公立教育機関への優先入学、入学許可の留保などがある⁽¹²⁾。いずれの場合にも、一定の割合を留保することによって、指定部族民、指定カーストの地位向上をはかろうと

(9) 孝忠, 1992, 68ページ。

(10) 押川, 1981, 40～41ページ。

(11) 同上, 41ページ。

(12) 同上, 38—40ページ。

する積極的保護的差別政策が中心的位置を占めていることが特徴的となっている。

また、独立後の経済政策は、経済成長と社会的公正の同時的達成を一貫して強調してきた。そして、このようなインドの経済政策においては、「経済的合理性は通常社会正義についてのイデオロギー的考慮よりも重要ではなかった。」⁽¹³⁾ 種々の産業政策や地域政策においてもこのような考慮がなされ、部族民の経済的向上もしばしば取り上げられてきた。例えば、1962年に始まる都市と農村の経済的格差の是正を目的とする農村工業プロジェクト（RIP）は、その選定基準の一つに部族民地域をあげている⁽¹⁴⁾。

部族民との関連で取り分け注目に値することは、経済建設に本格的に着手した第2次五カ年計画期（1956～61）から指定部族地域の社会、経済的向上のために多様な地域開発計画が継続して実施されてきたことである。まず、2次計画期に、試験的に部族民開発ブロックが設けられ、3次計画期に本格的導入がなされる。年次計画期をはさんで4次計画期（1969～74）には、部族開発エージェンシーが始められる。5次計画期（1974～78）にはこれまでの計画の不充分さを克服するために、総合部族民開発プロジェクトが開始される。これは、「各施策を結合して効果を高めるとともに、ST（指定部族—筆者）の独自性を尊重しつつ他のコミュニティーとの格差の解消を期そうとした」⁽¹⁵⁾。しかし、このような努力の成果は乏しいようである。これまで多くの委員会が設置され、部族開発政策の問題点を指摘し、改善策を繰り返し提言してきた。そして、さまざまな開発計画が実施されてきたが、部族地域の状況はほとんど改善されなかった。この理由の一つは、五カ年計画支出の

(13) Kyoko Inoue, *Industrial Development Policy of India*, Institute of Developing Economies, Tokyo, 1992. p. 1.

(14) 真実一美、「インドの農村工業政策について—農村工業プロジェクト（RIP）計画を中心に」、『岡山大学経済学会雑誌』、第16巻1号、1984年6月、125ページ。

(15) 押川、1991、35ページ。

ほんのわずかの割合しか部族開発計画に当てられてこなかったこともある。1次計画から4次計画までは1パーセントかそれ以下、それ以降かなり上昇するが7次計画（1985～89）でも6.25パーセント（推定）にすぎず⁽¹⁶⁾、人口比の7.5パーセント（1981年センサス）におよばない。それだけではなく、受益者が非部族民であるような灌漑、発電、工業などのプロジェクトでさえ、部族地域で実施されたというだけで部族開発計画に組み込まれているという。このようなプロジェクトは部族開発計画の約50～60パーセントをも占めている⁽¹⁷⁾。この状況の最大の原因は、部族民のための施策や計画の実施に、受益者となるべき部族民の参加がほとんどなされず⁽¹⁸⁾、彼らの希望を聞くことなく行政や官僚主導で計画が実施されてきたことである。

インドは多様な部族民保護・優遇政策をもっている。これらは最終目標が主流社会への統合・同化であるとしても、それらの詳細な検討は、その理念がエスニック多元主義の名に値することを明らかにするが、インドの部族民の置かれた実際の状況はこの理念からあまりにも隔たっている。バーガーは、この現実について次のように書いている。「インドでは、多すぎるほど指定部族を保護する法律があるにもかかわらず、実効的に機能しているものはほとんどない。実際、何らかの意味で彼らの地位が向上するどころか、部族の抑圧と貧困化は増しつつあるというのが現状である。」⁽¹⁹⁾

Ⅱ．独立後の経済開発と先住部族民

1．開発プロジェクトによる立ち退き—マロニー報告を中心に

独立後、インドは意欲的に工業化を軸とする国民経済建設に取り組んでき

(16) Verma, 1990, p. 180.

(17) Ibid.

(18) Op. cit., p. 184.

(19) バーガー、1992、246ページ。

た。計画経済の下で、国営企業を中心的担い手とする重工業の育成を最優先とした国民経済自立の早期の達成が目指された。それと同時に、工業化のための電力供給と農業開発のための灌漑などを目的として、多目的ダムと灌漑水路網の建設を中心とする TVA 型の総合河川開発が精力的に進められてきた⁽²⁰⁾。インドの工業開発はかならずしも順調ではなく、それがはらむ色々な問題については多くの指摘がある⁽²¹⁾。

総合河川開発は初期段階では国民的合意に基づいていたと言えようが、1987年のサルダル・サロバル・ダムの建設開始は広汎な議論を巻き起こし転機となった。それはこのダムの建設による環境破壊や立ち退き者への補償の問題に止まらず、これまでの河川開発の見直しや巨大ダム開発そのものの再評価、独立後のインドの経済開発全体の再検討とオルターナティブの模索、先住部族民の権利の承認など独立後の社会そのものを問い直すものとなってきている。そして、このような状況の中で、これまでの開発プロジェクトの再検討や追跡調査などがおこなわれてきた。その中で、種々の問題が明らかになってきた。例えば、これらの開発プロジェクトの犠牲者、すなわち立ち退き者や土地を失った者の多くが部族民などのインド社会の底辺に位置する人々であり、これまではこれらの人々に十分な補償がなされず、さまざまな環境破壊が生じ、予想されたような経済的効果ももたらされなかったことなど、多岐にわたっている。

ここではマロニー報告⁽²²⁾を中心に、総合河川開発プロジェクトによる立ち退き者の問題をまず把握し、それから部族民との関連について検討したい。

(20) 古賀正則、「インドにおける地域開発政策の展開」、川島哲郎・鴨沢巖編『現代世界の地域開発』、大明堂、1990年、166～167ページ。

(21) とりあえずここでは絵所秀紀、『現代インド経済研究—金融革命と経済自由化をめぐる諸問題』、法政大学出版局、1987年および伊藤正二編、『インドの工業化—岐路に立つハイコスト経済』、アジア経済研究所、1988年をあげておく。

(22) Maloney, 1990-91.

マロニー報告は、独自の調査に基づくものではなく、さまざまな調査の検討を通じて政府開発プロジェクトによる立ち退き問題の全体的把握を試みている。これが利用している資料は、若干の政府および世銀資料を除けば、主として多くの民間の団体や研究所のものである。もちろん、これらの資料によっても完全な全体像の把握が不可能なことは言うまでもないが、かなりの調査の蓄積の上に一定のイメージを得ることが可能となってきた。第1表は、2つの民間機関の推計である。この他に、マーナブ・チャクラボルティ (Manab Chakraborty) は2160万、オリッサの市民団体、ガナタントリック・アディーカス・スラクシャ・サンガタン (Ganatantrik Adhikas

第1表 プロジェクトによる立ち退き者数の推定 (単位 万人)

プロジェクト	立ち退き者	政府による再定住	自力
ダム, 貯水池, 灌漑水路	1100	275	825
鉱山, 石炭を含む	170	45	125
工業	100	30	70
公園および自然保護区	60	15	45
その他	120	30	90
計	1550	395	1155
灌漑プロジェクトによる 湛水化, 塩類化	100+		
2. ロカヤン			
大, 中規模ダム	650		
露天掘り鉱山および工場	3~500		
森林および保護区プロジェクト	3~400		
小規模灌漑および灌漑水路, その他	5~600		
大まかな総計	2000		

(出所) Maloney, 1990-91, P.3.

Suraksha Sangathan) は1600万という数字を上げている⁽²³⁾。これらの政府開発プロジェクトの中では、ダムなどの河川開発が最も多く、鉱山、工業などがこれに続いている。

独立以来、1589の大規模ダムが造られ、60平方キロメートル以上にもおよぶ貯水池を作り出してきた。これらによる立ち退き者の数は、膨大な数に昇っている。さらに灌漑水路網などによっても数百万の人々が立ち退かされた。このような河川開発プロジェクトの9例を、この報告は取り上げている。そのうち、2つは建設中もしくは未着工である。それらの立ち退き者の置かれた状況には、いくつかの共通性がある。土地や家屋に対する補償は、ほとんどの場合貨幣であり、政府が代替地を用意することは多くない。また、用意した場合でも量的にも、質的にも不十分である。貨幣による補償は市場での時価よりも大幅に低く⁽²⁴⁾、同様の土地を再び入手することはほとんど不可能である。また、村落単位での移住は困難で地域社会の崩壊が生じ、経済的條件の悪化とともに生活環境の深刻な破壊をもたらしている。多くの立ち退き者は、農業労働者や建設労働者として日雇い労働や出稼ぎ労働で生活することを余儀無くされており、顕著な経済的條件の悪化が見られる⁽²⁵⁾。そして、これらのプロジェクトの多くの場合、かなりの立ち退き者が「どこかに移住し、もはや探し出すことができない」⁽²⁶⁾という。まさに、「これらのプロジェクトの立ち退き者に対する取り扱い、インドの“開発”の

(23) Op. cit., p. 1.

(24) ヒマチャル・プラデシュのポング・ダムの場合は、約10%だったという。(op. cit., p. 4.)

(25) アーンドラ・プラデシュのスリサイラム・プロジェクトでは、世帯所得が37~55%減少し、同じ州のローア・マナイル・ダムでは3分の1になったという。(op. cit., p. 5.)

(26) Op. cit., p. 6. これはアッパー・クリシュナ・プロジェクトについての記述であるが、ポング・ダム、スベルナレカ・プロジェクト、スリサイラム・プロジェクトについても同様の記述がある。

もっとも惨めな記録の一つ」⁽²⁷⁾といえよう。立ち退きは、とりわけ社会的弱者にとっては状況は一層過酷である。サルダル・サロバル・プロジェクト (SSP) の立ち退き問題に対する世銀の内部報告を書いたスカダーは、「人間を殺すことの次にできる最も悪いことは彼らを立ち退かせることである」⁽²⁸⁾と指摘している。

2. 開発プロジェクトと先住部族民

前の指定カーストおよび指定部族コミッショナーで、在職中の報告で SSP の立ち退き問題を詳細に検討し、計画の見直しを要請する手紙を大統領と当時の V.P. シン首相あてに書いた S.D. シャルマは、独立以来これまでに部族民全体の15パーセントがすでに立ち退かされてきたと指摘している⁽²⁹⁾。立ち退き者の多くが部族民であるという指摘は多いが、具体的なデータを得ることは容易ではない。とりあえず、ここでは第2表をあげておこう。この中で、立ち退き者総数と部族民立ち退き者数が判明する3つのプロジェクトについて見ると、それぞれおよそ65, 25, 50パーセントとなっている。これを一般化することはできないが、この場合は部族民移住・再定住者の比率は12パーセントほどとなっている。また、ヒラクド・ダムの追跡調査によると、全体的に見れば立ち退き者には経済低下が見られるが、その程度は富裕者と貧困者、カースト、部族民などで一様ではなく、指定カーストや指定部族の人々の生活の回復はとりわけ困難であるという⁽³⁰⁾。

このような部族民の立ち退き問題が注目を集め、これまでの開発のあり方を見直す転機となったのは、SSP に対する部族民の抵抗であった。これは

(27) Op. cit., p. 4.

(28) Singh, 1990, p. 568.

(29) Sharma, 1990, p. viii. 大統領あての手紙の中で上げられている。なお、シン首相あての手紙の中ではおよそ10~15パーセントとなっている。(Sharma, 1991, p. 127.)

(30) Baboo, 1991, p. 2378.

第2表 河川開発プロジェクトによる部族民の立ち退き
(チョター・ナグプルおよびサンタル・パルガナス)

プロジェクト	部族民の立ち退き者数 ¹⁾	部族民の再定住した者の数 ¹⁾	立ち退き者総数 ²⁾
マイトン・ダム (ビハールおよび西ベンガル)	18,128	2,552	28,030
マイラクシ・ダム (ビハール)	16,005	—	
パンチェット・ダム (ビハールおよび西ベンガル)	10,538	—	41,461
ヒラクド・ダム (マディヤ・プラデシュおよびオリッサ)	8,988	1,650	18,000
マチクンド水力発電プロジェクト (オリッサ)	8,250	2,475	
計	53,659	6,677	

1) 1家族を5.5人として計算

2) Singh, 1990, Table 18, p. 571.

(出所) Devalle, 1980, Table 1-1, p. 14 より作成。

ナルマダ川に大小3000以上ものダムを建設しようという巨大プロジェクトであるナルマダ・プロジェクトの一部で⁽³¹⁾、1985年の世界銀行と日本の融資決定を受け、建設が始められた。ナルマダ・プロジェクトは100万人以上、SSPはダムだけで10万、その灌漑水路網で14万の人々が立ち退かされることになっており、その多くが指定部族民である。(第3表)⁽³²⁾ このプロジェクト、とりわけ SSP をめぐってはインド国内はもとより、国際的にも活発な

(31) ナルマダ・プロジェクトについては Alvares et al, 1988, 鷲見, 1989および1990を参照。

(32) 約70%が指定部族という指摘もある。Sharma, 1990, p. xvii.

第3表 ナルマダ・プロジェクトによる水没対象人口総数に対する指定部族および指定カーストの比率

プロジェクト	立ち退き者 総数(万)	指定部族	指定カースト	指定部族と 指定カースト 全体
サルダル・サロバル	10	51%	9%	60%
ナルマダ・サガール	17	20%	14%	34%
計	27	35.5%	11.5%	47%

(出所) Alvares et al, 1988, p. 17.

論争が展開され、日本でも論争や紹介がみられる⁽³³⁾。SSP をめぐる議論では、再定住と環境の問題が焦点となった。これらについては、世銀が独立の第三者機関、独立調査団 (Independent Review Team)⁽³⁴⁾ に委託した調査報告 (モース報告) によって実態についての豊富な判断材料を得ることができ。ここでは再定住と先住部族民の問題の簡単な検討に限定し、詳細な検討は別の所でおこないたい。

SSP においては、1979年にナルマダ水紛争裁定で土地には土地の補償をおこなうという画期的な補償原則が打ち出された⁽³⁵⁾。インドでは農業以外の雇用を得ることは容易ではなく、貨幣による補償は生活基盤の喪失を十分に補償することができないからである。しかし、これにもいくつかの問題点がある。先住部族民は一般に慣習的な土地の保有・耕作をおこなっており土地所

(33) 鷲見, 1989, 渡辺・草野, 1991, 鷲見, 1992 a. この論争では、渡辺・草野, 1991の移住・再定住政策の認識に誤りがあるが、開発主義的考え方が明瞭に打ち出されている。また、後にモース報告が発表されたので実態については一層明瞭になった。

(34) ブラッドフォード・モースを委員長とするので、モース委員会とかモース報告と呼ばれる。モース報告については、鷲見, 1992 b が簡単な紹介をおこなっている。

(35) Morse et al, 1992, pp. XIII—XIV. 鷲見, 1990, ページ。

有権は法的には認められておらず、補償の対象とはならない。後に、グジャラートだけが土地所有権を持たない者にも土地の補償を決定したが、マハラシュトラとマディヤ・プラデシュの州政府はしていない。灌漑水路による立ち退き者にはこれは適用されず、貨幣の補償のみである。また、世銀とインド政府との融資協定は少なくとも移住前の生活水準の回復を保証していたが、モース報告が詳細な調査に基づいて明らかにしたように、「このプロジェクトによる立ち退き者全員の移住と再定住は現状では可能ではな」⁽³⁶⁾く、「人間と環境への関心を欠いたまま、技術的、経済的動因がプロジェクトを押し進めてきた」⁽³⁷⁾のである。これまでになされてきた再定住地の生活は総じて劣悪で、とても移住前の生活の回復はおぼつかないものである⁽³⁸⁾。

先住部族民問題との関連をみれば、憲法による保護規定を持つインドと最も優れた先住民政策をもつ世銀⁽³⁹⁾の間で結ばれた融資協定は、奇妙なことに「部族民問題について沈黙している」⁽⁴⁰⁾。両者ともに、この地域の先住部族民が、インド政府の規定している指定部族にも、世銀の先住民族の基準にも当てはまらないということを証明しようとしている。ところが世銀の定義に従えば、モース報告の指摘のように、これらの人々は低エネルギーの自給経済の下で森林や川に依存しながら生活していて、貨幣経済とのかかわりは決して大きくはなく⁽⁴¹⁾、先住民とみなすべきものである。両者は理念においては先住民族への配慮を示しながら、実際には意図的にこの問題を無視してき

(36) Morse et al, 1992, p. XII.

(37) Op. cit., p. XXIV.

(38) 再定住地の状況については、とりあえず真実、1992参照。また、Morse et al, 1992のGujaratの章で詳しく紹介されている。

(39) 1982年の先住民族に関する業務手引報告（内部文書）のことである。世銀の先住民族に対する対応の変遷については *Indigenous peoples on the world stage, Third World Resurgence*, No. 35, 1993 を参照。

(40) Morse et al, 1992, p. 64.

(41) Op. cit., pp. 72-76.

たのである。

むすびにかえて

これまでに見てきたように、インドの部族民に対する保護的差別の成果は乏しいものであった。経済開発は彼らに利益をもたらさなかっただけでなく、むしろ彼らを犠牲にしてきた。この原因の一つには「特権的取り扱いの考えがアディヴァンシー起源ではなかった」⁽⁴²⁾ こともある。国家は保護や指導だけでなく、その条件について彼らに相談することもなく、変化と“開発”のための計画をも与えてきたのである。このような家父長主義的態度に基づく同化・統合という考えには大きな限界があった。また、開発主義とでも呼ぶべき巨大プロジェクトの遂行による市場経済の拡大・発展という形での経済発展の考え方は、先住部族民の経済や生活に対する配慮を欠落させたまま、「国民経済」建設を強行してきたのである。これまでの開発についての考え方そのものの問い直しが必要であるが、これらについては稿を改めて論じたい。

ナルマダでは部族民が自己主張をしはじめ、このような傾向は拡大しつつある。そして、このような彼らの抵抗を支えているのが、憲法の本質であることは興味深い⁽⁴³⁾。理念だけでは、現状を変えることは困難であるが、理念なしには現状を変えることはできない。インドの新たな状況は、新たな可能性を作り出しつつあるように思われる。

(42) Devalle, 1980, p. 22.

(43) Sharma, 1991.

参 考 文 献

- Alvares, Claude and Ramesh Billorey, 1988, *Damming the Narmada*, Third World Network / APPEN, Penang
- Baboo, Balgovind, 1991, State Policies and People's Responce—Lessons from Hirakud Dam, *Economic and Political Weekly*, October 12
- Burger, Julian, *Report from the Frontier*, Zed Press, London, 1987. (日本語訳ジュリアン・バーガー著, 真実一美, 辻野功他訳『世界の先住民族』, 明石書店, 1992年)
- Devalle, Susana B. C., 1980, *Multi-ethnicity in India: The Adivasi Peasants of Chota Nagpur and Santal Parganas*, IWGIA Document No. 41, International Work Group for Indigenous Affairs, Copenhagen
- Maloney, Clarence, 1990-91, Environmental and Project Displacement of Population in India, Part I: Development and Deracination, *UFSI Field Staff Reports, Asia / No. 14*
- Morse, Bradford, Thomas R. Berger, Donald Gamble and Hugh Brody, 1992, *Sardar Sarovar: Report of the Independent Review*, Resource Future Iterational, Ottawa
- Sharma, B. D., 1990, *Report of the Commissioner for Schedule Castes and Scedule Tribes, Twentyninth Report— 1987-89*
- Sharma, B. D., 1991, Letter to Prime Minister V. P. Singh, *Lokayan Bulletin*, Vol. 9 No. 3/4, May-August
- Singh, Satyajit K., 1990, Evaluating Large Dams in India, *Economic and Political Weekly*, March 17
- Verma, R. C., 1990, *Indian Tribes—Through the Ages*, Publication Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, New Delhi
- 上村英明, 1992, 『先住民族—「コロンブス」と闘う人びとの歴史と現在』, 解放出版社
- 押川文子, 1981, 「独立後インドの指定カースト・指定部族政策の展開」, 『アジア経済』, 第22巻第1号, 1月
- 鷺見一夫, 1989, 『ODA 援助の現実』, 岩波新書
- 鷺見一夫(編著), 1990, 『きらわれる援助—世銀・日本の援助とナルマダ・ダム』, 築地書館
- 鷺見一夫, 1992 a, 『ノー・モア ODA ばらまき援助』, JICC 出版局
- 鷺見一夫, 1992 b, 「建設中止の可能性うまれたナルマダ・ダム—モース報告書が問う日本の対応」, 『エコノミスト』, 8月11日
- 孝忠延夫, 1992, 『インド憲法』, 関西大学出版部
- 真実一美, 1992, 「ナルマダから開発を考える」, 『記録』, 第163号, 10月
- 渡辺利夫・草野厚, 1991, 『日本の ODA をどうするか』, 日本放送出版協会